

(目的)

第1条 この条例は、ミツバツツジ及びキヨスミツバツツジ(以下「ミツバツツジ」という。)が市民に潤いを与えるかけがえのない資産であることから、市と市民が一体となってその保護と増殖を図ることを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、必要な施策を講じなければならない。

- (1) ミツバツツジの保護及び増殖に関する計画の策定及び実施
- (2) ミツバツツジの保護及び増殖に関する調査及び研究
- (3) ミツバツツジの保護及び増殖に関する知識の普及及び啓発

(市民の責務)

第3条 市民は、前条に基づく施策に協力するよう努めなければならない。

(保護地域の指定)

第4条 市長は、ミツバツツジの保護及び増殖のために必要な地域(以下「保護地域」という。)を指定することができる。

2 市長は、保護地域を指定するときは、あらかじめ土地所有者、地上権者、永小作権者及び賃借権者(以下「土地所有者等」という。)の同意を得なければならない。

3 市長は、保護地域を指定したときは、その区域を告示するとともに、その旨を土地所有者等に通知しなければならない。

4 前2項の規定は、保護地域の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

(保護計画)

第5条 市長は、保護地域におけるミツバツツジの保護及び増殖に関する計画(以下「保護計画」という。)を土地所有者等と協議のうえ、決定するものとする。

(保護事業)

第6条 市長は、保護計画に基づいて行う事業(以下「保護事業」という。)を実施する。

2 市長は、ミツバツツジの保護及び増殖に関心を持つ団体又は個人が保護事業に参加できるよう適切な措置を講ずるものとする。

(行為の届出等)

第7条 保護地域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長にその旨を届出しなければならない。

- (1) ミツバツツジの伐採、掘取り、移動等の行為
- (2) ミツバツツジの生育を阻害する行為

2 次に掲げる行為については、前項の規定は適用しない。

- (1) 保護事業として実施する行為
- (2) 管理行為のうち、ミツバツツジの保護に支障を及ぼすおそれのない行為
- (3) 前2号に掲げるほか、市長が特に必要と認めた行為

(指導勧告)

第8条 市長は、前条の届出の内容が保護計画に支障を及ぼす行為であると認めるときは、適切な指導又は勧告をするものとする。

(保護監視員)

第9条 市長は、ミツバツツジの保護を適正に行うため保護監視員(以下「監視員」という。)を置くものとする。

2 監視員は、ミツバツツジの生態に精通し、次条に規定する任務を遂行するための知識を有する者のうちから市長が委嘱する。

(監視員の任務)

第10条 監視員は、保護地域を計画的に巡視し、ミツバツツジの保護にあたりとともにこの条例に反する行為を監視するものとする。

2 監視員は、第7条の規定に違反する行為及びミツバツツジの生育を阻害する行為をする者を発見したときは、直ちに注意するとともに、その結果を市長に報告しなければならない。

(公表)

第11条 市長は、この条例の規定に違反して、ミツバツツジの保護及び増殖を著しく阻害した者について、その者の氏名、住所及び行為の内容等を公表することができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成8年7月1日から施行する。